県有船舶の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

　令和二年三月十六日

青森県知事　　三　　村　　申　　吾

一　一般競争入札に付する事項

　　汽船うとう丸（ひき船）の売却

二　入札に参加する者に必要な資格

　地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三　売却する物件を示す場所

　　青森市　青森港　沖館埠頭　西船溜まりの係留場所

四　売却する物件の構造を説明する書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一の一

　　青森県県土整備部港湾空港課

　　青森市本町四丁目五の五

　　青森港管理所

五　入札及び開礼の場所及び日時

　１　場所

　　　青森市長島一丁目一の一

　　　青森県庁舎北棟三階　Ｂ会議室

２　日時

　　　令和二年四月九日　午後二時

六　入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七　その他

　１問合せ先

港湾空港課　港政グループ

電話〇一七―七三四―九六七三

青森県東青地域県民局地域整備部　青森港管理所

　　電話〇一七―七三四―四一〇一

　２　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

３　令和二年四月六日午後一時三十分から、係留場所において現地説明を行う。

　４　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

　５　県のホームページ（港湾空港課）に、入札書、委任状、入札保証金免除申請書の様式を掲出している。また、入札者心得書も掲出しているので、熟読したうえ、入札に参加すること。